

答 申

第1 審査会の結論

実施機関の決定は妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 行政文書の開示請求

異議申立人は、平成26年9月19日、奈良県情報公開条例（平成13年3月奈良県条例第38号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、奈良県公安委員会（以下「実施機関」という。）に対し、「『警察法第79条に基づき苦情処理された文書の苦情申出内容及び処理結果並びに同条第2項ただし書きを適用したもの（平成26年4月～6月分）』の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

平成26年10月2日、実施機関は、本件開示請求のうち、「同条第2項ただし書きを適用したもの」に係る行政文書を作成又は取得していないため不存在として、行政文書の不開示決定（以下「本件決定」という。）を行い、異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、平成26年11月25日、本件決定を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、実施機関に対し、原処分を取り消し、当該行政文書を開示するとの決定を求める旨の異議申立てを行った。

4 諮 問

平成26年12月4日、実施機関は、条例第19条の規定に基づき、奈良県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、当該異議申立てに係る諮問を行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

原処分を取り消し、当該行政文書を開示するとの決定を求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書において主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

（1）異議申立書

都道府県公安委員会は、警察法（昭和29年法律第162号。）第79条第2項

の規定により、同項ただし書きに掲げる場合を除き、苦情の申出等に対して処理の結果を文書により申出者に通知しなければならない。

異議申立人は、平成26年4月18日付けで奈良県公安委員会に対して、苦情の申出を行ったが、6か月経過した現時点においても処理の結果の通知を受けていないため、奈良県公安委員会が警察法第79条第2項ただし書きを適用し、文書処理を行ったものと推測している。よって、開示請求に係る行政文書を作成又は取得していないことを理由とした処分には理由がない。

(2) 意見書

奈良県公安委員会は、警察法第79条に規定する苦情の申出について、既に処理済みの案件は適用されないと主張しているが、警察法第79条第2項の規定によれば、都道府県公安委員会は、苦情の申出があつたときは、同項ただし書きに掲げる場合を除き、これを誠実に処理し、処理の結果を文書により申出者に通知しなければならないとされている。

既に処理済みの案件を理由とする作為義務の免除については、上記のただし書きに例示されていないことから、奈良県公安委員会は、警察法第79条第2項に基づく処理及び通知を怠ったと言わざるを得ない。

また、意見・要望の手続きと警察法に基づく苦情の申出については、そもそも制度や趣旨を異にしており、一方を行ったことについてもう一方の権利を放棄したと見なす行為は、国民の権利を不当に侵害し違法な行為である。

別件ではあるが、道路交通法施行令第26条の3の2第3項に規定する幼児用補助装置に係る義務の免除規定に関して、奈良県警察〇〇警察署の警察官は、幼児のオムツを交換する際には当該免除規定の適用は無く、運転手はオムツを交換する際には車両を道路外に停車させて行わせる義務があると説明している。

しかし、この発言について当方で確認したところ、そのような法令上の義務は確認できなかったばかりか、平成11年9月22日付け丙交企発第89号等で警察庁交通局長が各地方機関の長及び各都道府県警察の長に宛てた通達に反するものであることが判明した。このような〇〇警察署の警察官による交通事故を防止するための個人的な信念に基づくと思われる違反告知は、本来あってはならないのであって、不利益な処分を行う際は、例えそれが交通事故を防止するための真理であったとしても、法治国家においては、そのような信念に基づく交通違反告知は行われるべきではない。

本件審査請求の趣旨は、奈良県公安委員会の行為を糾弾することではなく、不開示決定処分についての異議申立てであるが、行政不服審査法の趣旨として、行政の適正な運営を確保することを目的の1つとしていることから意見書として述べておく。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、理由説明書において説明している本件決定の理由は、おおむね次のとおりである。

1 処理経過及び結果に関し記録等により判明した事項

- (1) 異議申立人から、平成26年4月17日午後4時30分頃、苦情申出の原因とする奈良県〇〇警察署に電話連絡を入れた直後、奈良県警察本部警務部県民サービス

課（以下「県民サービス課」という。）に電話があり、応対した担当者に対して、

- ・ 今、〇〇警察署に電話を入れ、〇〇という警察官と話をしたが、この警察官は、私が数年前に受けた不利益処分について話をしていたのに「文書で回答済み。あなたの言うことは聞きません。これ以上お伺いしません。」と取り合ってくれない。
- ・ 一応私の意思を尊重するそぶりを見せながらも、一方的に、「もう電話を切りますね。」等と言うなど、〇〇という警察官の言動は横柄であることから注意してほしい。

旨の苦情を申し立てた。

当該苦情申立てに対し、担当者は、

- ・ 〇〇警察署の警察官に苦情があった旨を伝えます、伝えるだけでよろしいでしょうか。

と確認したところ、苦情申立人は、

- ・ それだけで結構です。小さなことですが、よろしくお願いします。

と返答した。

よって、当該苦情申出については、県民サービス課の担当者から、〇〇警察署の担当警察官に申出内容を連絡することをもって、その処理を終了したものである。

(2) 平成26年4月21日、異議申立人から公安委員会宛ての苦情申出のはがきが県民サービス課に郵送され、同はがきの記載内容は、平成26年4月17日、審査請求人が電話で県民サービス課に対して行った苦情申出と同一内容のものであることが判明したものである。

(3) その後、同はがきについては、県民サービス課から奈良県警察本部警務部総務課公安委員会係に引継ぎがなされ、同年4月24日開催の奈良県公安委員会定例会議において受理報告を受け、協議した結果、同はがきによる苦情申出については、平成26年4月17日、異議申立人が県民サービス課に対して行った苦情申出と同一内容であり、既に処理済みの案件であったことから、本件については、警察法第79条に基づく苦情には該当しないものと判断し、意見・要望として受理したものである。

2 不開示とした理由

警察法第79条は、第1項で都道府県警察の職員の職務執行について苦情がある者は、都道府県公安委員会に対し、文書により苦情の申出をすることができる。同条第2項では、申出を受理した都道府県公安委員会は法令又は条例の規定に基づき誠実に処理し、その結果を文書により申出者に通知しなければならないとしている。

また、同条ただし書きには、通知を要しない場合として

- (1) 申出が都道府県警察の事務の適性な遂行を妨げる目的で行われたと認められるとき。
- (2) 申出者の所在が不明であるとき。
- (3) 申出者が他の者と共同で苦情の申出を行ったと認められる場合において、当該他の者に当該苦情に係る処理の結果を通知したとき。

とされている。

実施機関では本件開示請求に対して、保有する警察法第79条に基づく苦情・相談等文書を検索し、開示請求内容の前段に係る文書を特定して一部開示決定する一方、

同条のうち前記ただし書き（１）から（３）までの理由により申立人に通知されていない苦情申出については、保有する全ての苦情・相談等文書の検索を行なったが、該当する文書は無かったことから不開示決定をしたものである。

なお、異議申立人は異議申立書の中で、警察職員の職務執行に対する苦情内容を記載しているが、本件情報公開請求に係る開示・不開示の判断に影響を及ぼすものではない。

3 結語

以上のことから、実施機関が行った本件処分は妥当なものであり、本件決定について原処分維持が適当と考える。

第5 審査会の判断理由

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 基本的な考え方

条例は、その第1条にあるように、県政に対する県民等の理解と信頼を深め、県民等の県政への参加を促進し、もって県民等の知る権利への理解を深めつつ、県の有するその諸活動を県民等に説明する責務が全うされるようにするとともに、公正で開かれた県民本位の県政を一層推進することを目的として制定されたものであり、その解釈・運用に当たっては、県民等の行政文書開示請求権を十分尊重する見地から行わなければならない。

したがって、当審査会は県民等の行政文書開示請求権を十分尊重するという条例の趣旨に従い、審査に必要な関係資料の提出を求め、当審査会により調査を行い、条例の適用について判断することとした。

2 行政文書の不存在について

異議申立人は、本件開示請求のうち、「同条第2項ただし書きを適用したもの」の開示を求めているのに対し、実施機関は、当該文書を作成又は取得していないため不存在であると主張しているので、以下検討する。

異議申立人が開示を求めているものは、警察法第79条第1項に基づき、平成26年4月から6月までの間に、奈良県公安委員会に対して行われた文書による苦情の申出のうち、同条第2項ただし書（以下「本件規定」という。）を適用し、処理の結果を文書により申出者に通知しなかったものに関する行政文書（以下「本件対象文書」という。）であると解される。

異議申立人は、平成26年4月21日付けで、はがきにより実施機関に対し行った苦情の申出（以下「本件苦情申出」という。）に対し、実施機関から処理結果の通知を受けていないため、本件苦情申出について、実施機関が本件規定を適用したものと推測した上で、本件対象文書が存在するはずである旨主張している。

これに対し、実施機関は、異議申立人は平成26年4月17日に実施機関に対し電話による苦情申出（以下「本件電話苦情申出」という。）を行っており、当該苦情申出の内容は同日に異議申立人が〇〇警察署に電話した際の警察官の応対に関する苦情であり、当該警察官に当該苦情申出があった旨を伝えることを求める内容であったことから、当該警察官に対し本件電話苦情申出の内容を連絡しその処理を終了したものであることから、既に解決済みの事案である旨主張している。

そして、本件苦情申出については、その内容が本件電話苦情申出と同一の趣旨であり、処理済みの案件であったことから、本件苦情申出を、本件規定に基づく苦情には該当しないものと判断し、意見・要望として受理した旨主張している。

本件苦情申出は本件電話苦情申出の後に行われたものであり、その内容が本件電話苦情申出の内容と同一の趣旨であったことを踏まえると、実施機関が本件苦情申出を苦情としてではなく、意見・要望として受理したことについては、特段不自然な点はないものと考えられる。

そして、本件規定は、苦情の取扱いに関する規定であり、苦情が警察事務の遂行を妨げる目的である場合や苦情申立者の所在が不明である場合等、警察法第79条第1項で規定する苦情の申出者に対する処理結果の文書通知義務の例外を定めたものであることから、実施機関が、本件苦情申出を同条第1項に基づく苦情申出と判断しなかった以上、本件規定は適用されないと考えるのが相当であり、実施機関が本件規定を適用した行政文書を作成又は取得していなかったとしても、不自然とは言えない。

また、実施機関において該当する文書を探索したが見当たらなかったとのことである。

これらのことから、本件対象文書を作成又は取得していないとする実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点はなく、当該行政文書が存在する推測させる特段の事情もない。

以上のことから、本件開示請求のうち「同条第2項ただし書きを適用したもの」に対応する行政文書は存在しないとする実施機関の説明は是認できると判断する。

3 異議申立人の主張について

異議申立人は、異議申立書において、その他種々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

4 結 論

以上の事実及び理由により、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の審査経過

当審査会の審査経過は、別紙のとおりである。

(別 紙)

審 査 会 の 審 査 経 過

年 月 日	審 査 経 過
平成 26 年 12 月 4 日	・ 実施機関から諮問を受けた。
平成 27 年 1 月 13 日	・ 実施機関から理由説明書の提出を受けた。
平成 27 年 2 月 4 日	・ 異議申立人から意見書の提出を受けた。
令和 3 年 3 月 24 日 (第 251 回審査会)	・ 事案の審議を行った。
令和 3 年 4 月 23 日 (第 252 回審査会)	・ 事案の審議を行った。
令和 3 年 7 月 2 日 (第 253 回審査会)	・ 事案の審議を行った。
令和 3 年 8 月 3 日 (第 254 回審査会)	・ 答申案のとりまとめを行った。
令和 3 年 9 月 30 日	・ 実施機関に対して答申を行った。

(参 考)

本 件 答 申 に 関 与 し た 委 員

(五十音順・敬称略)

氏 名	役 職 名	備 考
い り め よ し お 以呂免義雄	弁 護 士	会 長 代 理
く ぼ ひ ろ こ 久保 博子	奈良女子大学研究院生活環境科学系 教授 (住生活・住環境学)	
こ た に ま り 小谷 真理	同志社大学政策学部准教授 (行政法)	
の だ た か し 野田 崇	関西学院大学法学部法律学科教授 (行政法)	会 長
ほ そ み み え こ 細見三英子	元産経新聞社記者	